

資料Ⅲ 警戒宣言時の応急対策計画

目次

第1節 目的及び基本の方針を定める

- 1 目的を確認する..... 資料Ⅲ- 1
- 2 基本方針を定める..... 資料Ⅲ- 1

第2節 東海地震にかかる警戒宣言等

- 1 警戒宣言までの流れ..... 資料Ⅲ- 2
- 2 警戒宣言への対応..... 資料Ⅲ- 4
- 3 南海トラフ地震に関連する情報..... 資料Ⅲ- 4

第3節 応急対策を行う

- 1 判定会招集時の対応..... 資料Ⅲ- 5
- 2 応急体制を確立する..... 資料Ⅲ- 5
- 3 災害対策本部の設置を検討する..... 資料Ⅲ- 5
- 4 応急対策要員を動員する..... 資料Ⅲ- 5
- 5 警戒宣言発令及び大規模地震関連情報を伝達する 資料Ⅲ- 6
- 6 広報活動を行う..... 資料Ⅲ- 6
- 7 応急対策を行う..... 資料Ⅲ- 8

第1節 目的及び基本の方針を定める

1 目的を確認する

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震（震度6以上）の発生が予想される場合、内閣総理大臣は気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」※に基づき、警戒宣言を発することになっている。

この計画は、警戒宣言発令後の本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置、警戒体制について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

※「中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」により、平成29年9月に発表された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」において、現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しいとされた。

国は今後、大震法に基づく地震予知を前提とした防災対応を見直し、南海トラフ地震に対する新たな防災対応を定めるとされている。

これを受け気象庁は、東海地震のみに着目した情報（「東海地震に関連する情報」）の発表を取りやめ、国による新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

2 基本方針を定める

本市は、地震防災対策強化地域から相当の距離にあるものの、東海地震発生時には、震度4～5が予想される。警戒宣言が発せられたときには、防災関係機関、市民、事業者等に正確、迅速に周知徹底を図り、応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る必要がある。

この計画は、東海地震の判定会招集時から警戒宣言解除時までの対応計画であり、地震発生後は、第4章-1に基づき対策を実施する。

なお、警戒宣言発令時においても、本市の市政や都市機能については、極力平常通り維持することを基本とする。

第2節 東海地震にかかる警戒宣言等

本市は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

	項目	担当
1	警戒宣言までの流れ	—
2	警戒宣言への対応	各部
3	南海トラフ地震に関連する情報	—

1 警戒宣言までの流れ

(1) 東海地震に関連する情報について

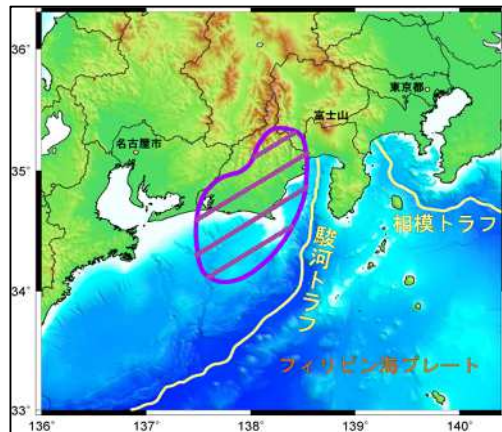
昭和53年、地震を予知し、地震による災害を防止、軽減することを目的として大規模地震対策特別措置法が施行された。

また、平成13年には、中央防災会議の専門調査会において、大震法施行後から20数年の間に得られた地震学の知見や観測成果を取り入れ、想定震源域に関する見直しが行われた。

その結果、右図でナス形の斜線で囲まれた領域を震源域（内側のプレート境界が破壊して動く）と考えるのが最も妥当と判断された。

東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合、気象庁では、東海地震に結びつくかどうかを「東海地震に関連する情報」で発表することとされており、防災機関等は当該情報の内容に応じた段階的な防災対応をとることとなる。

該情報は、気象庁のホームページで公表される他に、テレビやラジオ等で住民へ伝達される。また平常時には、毎月定例の判定会で評価した結果を発表することとされている。



出典：気象庁ホームページ「知識・解説-東海地震について」
(平成29年10月時点)

(2) 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報には、異常の発生状況に応じ、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報の3種類があり、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として、赤、黄、青のカラーレベルで示すこととされている。

ア 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

イ 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

A 東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。

B これを受け政府としての準備行動開始の意思決定等の対応がとられる。また、その後の観測データの状況や解析結果を伝えたり、本情報の解除を伝えたりする場合にも発表される。

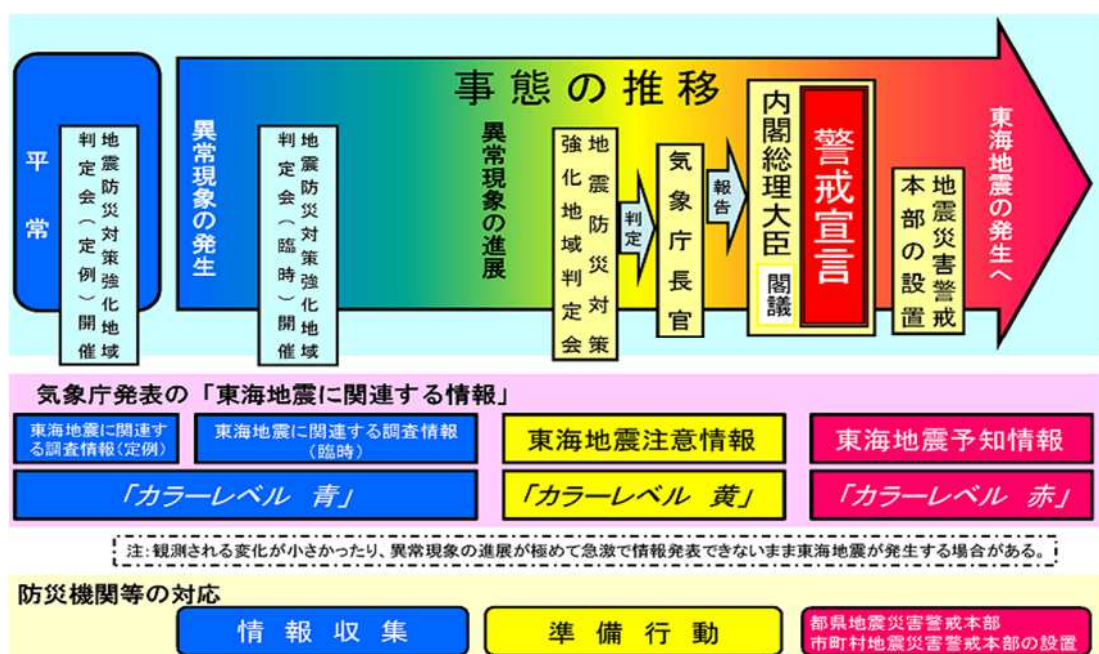
ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）（カラーレベル：青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表する。

エ 東海地震に関連する調査情報（定例）（カラーレベル：青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。

(3) 警戒宣言までの流れ



出典：気象庁ホームページ「知識・解説-東海地震について」（平成29年10月時点）

ア 異常現象の進展具合によっては東海地震注意情報や東海地震予知情報が発表されることもある。前兆すべりの規模が小さかったり、陸域から離れた場所で起こったりして、それによる岩盤のひずみが現在の技術では捉えられないほど小さかった場合などには、東海地震に関連する情報を発表できずに東海地震が発生する可能性もある。

イ 各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に同じレベルの情報名称で第2報、第3報と続報を発表することがある。

ウ 各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

2 警戒宣言への対応

(1) 情報の入手・伝達

市は、警戒宣言が発せられた旨の情報、及びその後において警戒宣言等を含む内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ、市民等に広報する。

(2) 地震発生までの対応措置

ア 東海地震注意情報の段階では平常勤務体制で対処するが、本部長、副本部長、本部員は、勤務時間外についても警戒宣言に対処できるよう体制を整えておく。

イ 警戒宣言が発せられ、本市において災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは、次の措置をとる。

A 災害対策本部の設置

B 次の事項にかかる準備、点検

a 出張事務等の制限

b 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限

c 食料、飲料水の確保点検

d 地すべり等危険地域、道路・港湾・海岸施設等の巡回点検

e 地震、津波に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集や各種応急対策実施に対する体制の整備

f 各関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等）

g 地震、津波発生に備えた広報の実施

h 市民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

3 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際は、国は関係省庁の職員を招集して関係省庁災害警戒会議を開催し、関係省庁による今後の取組みを確認するとともに、国民に対して今後の備え（家具の固定、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認等）についての呼びかけを行う。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象（南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第3節 応急対策を行う

項目		担当
1	判定会招集時の対応	各部
2	応急体制を確立する	
3	災害対策本部の設置を検討する	
4	応急対策要員を動員する	
5	警戒宣言発令及び大規模地震関連情報を伝達する	総括部、消防部
6	広報活動を行う	広報班、消防部、各部
7	応急対策を行う	各部

1 判定会招集時の対応

判定会招集連絡報を受理した段階では、基本的には平常の勤務体制で対処するが、各局においては、ラジオやテレビ等により状況の把握に努める。

2 応急体制を確立する

- (1) 警戒宣言が発せられた場合には、速やかに災害対策本部の設置等の対応方針を決定し、応急対策活動を実施するため、各局においては、情報伝達の徹底を図るとともに、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整える。
- (2) 各部長等は、自己の判断により必要と認める時は、職員の動員を行い、準備体制の確立を図る。
- (3) 動員の方法及び情報伝達等については、第2章（第2節 職員を動員する）の定めるところによる。

3 災害対策本部の設置を検討する

- (1) 市長は、地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、速やかに災害対策本部（以下「本部」という）の設置を検討する。
- (2) 本部の組織や運営については、第2章（第1節 防災体制）の定めるところによる。

4 応急対策要員を動員する

- (1) 動員の時期
警戒宣言発令の通知を受理した時とする。
- (2) 動員の規模
動員規模は限定配備とし、必要に応じて増員を図る。
- (3) 参集状況の報告
各部の参集人員は、総括部動員班へ人員及び時間の報告を行う。
- (4) 参集場所
職員の参集場所は、原則として自己の勤務場所とする。
- (5) 留意事項
ア 職員は、非常招集の指令を受けない場合でも、ラジオ、テレビ等により警戒宣言の発令を知った時は、速やかに参集できるよう備える。

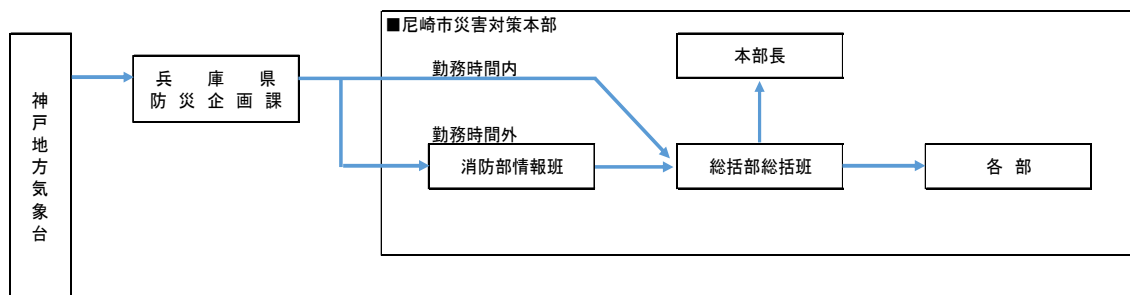
イ 職員は参集の途上で収集した情報及び状況を上司に報告する。

5 警戒宣言発令及び大規模地震関連情報を伝達する

(1) 職員に対する措置

総括部長は、警戒宣言及び地震関連情報を入手した時は、直ちに本部長、副本部長に報告するとともに、各部に伝達する。伝達を受けた各部長等は、速やかに職員にその内容を周知させ、併せて関係機関等へ伝達するなど適切な措置を講じる。

(2) 伝達系統図



6 広報活動を行う

(1) 広報の開始時期

広報の実施は、原則として警戒宣言の発令以降とする。

(2) 広報の内容

- ア 警戒宣言の発令及び地震予知関連情報の内容
- イ 東海地震による尼崎市への影響
- ウ 市民・事業者がとるべき措置
- エ その他必要と認める事項

(3) 広報の方法

- ア 報道機関への発表（随時、市政記者クラブを通じて行う）
- イ 庁内放送による広報
- ウ 各種広報印刷物の利用
- エ 防災行政無線の利用
- オ 広報車の利用
- カ その他あらゆる手段

(4) 報道機関に対する発表等

- ア 本部でとりまとめた「(2)広報の内容」に掲げる項目を直ちに報道機関に発表する。
- イ 報道機関が独自で取材する場合にも積極的に資料情報等を提供する。

(5) 広報文例

- ア 市民の取るべき措置
 - ・落ち着いて行動する。
 - ・テレビ、ラジオ等により正確な情報を収集する。
 - ・パンフレット等に目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
 - ・家族で話し合い、仕事の分担をきめてとりかかる。
 - ・消火器や水バケツを用意し、使用方法を確認する。
 - ・ガスや石油ストーブ等裸火の始末はいつでもできるようにしておく。

- ・缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じる等、危険物の安全措置をとる。
- ・飲料水を貯蔵する。
- ・家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ・ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。
- ・食料、医薬品、その他非常持ち出し品を点検し、いつでも持てるように用意する。
- ・隣近所と連絡をとり、身体障害者等介護を要する人々に対する対策を講じておく。
- ・自動車、電話の使用はなるべく控える。

イ 事業者等の取るべき措置

- ・テレビ、ラジオ等により正確な情報を収集する。
- ・百貨店、スーパー等不特定多数の人を収容する施設では、避難・誘導を円滑にできるよう準備する。
- ・消防用設備や避難施設等の点検を行う。
- ・市街地内の危険物取扱業者は、危険防止に万全の措置をとる。
- ・化学工場等危険物を大量に保有している事業者では、保安点検を強化し、安全対策を推進する。
- ・一般の事業所でも、火気を使用しているところや混触による発火等危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。
- ・タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし最小限にとどめ、安全運転に留意する。
- ・勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- ・店頭の看板、自動販売機、ブロック塀などの転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置をとる。
- ・営業用自動車及び電話の使用はなるべく控える。
- ・公共交通機関は安全運転に努め、乗客等の避難誘導體制等安全対策に努める。
- ・建築中の工事責任者は、発震に備え安全措置を講じる。

(広報文案)

尼崎市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。

本日〇時〇分、東海地震の警戒宣言が出されました。

これによりますと、駿河湾沖を震源地とする大地震が2、3日（または数時間）以内に発生するおそれがあるとのことです。

この地震が起こると、尼崎市は震度4ないし5程度の揺れが予想されます。

震度5の場合でも、普通、家が倒れるようなことはなく、落ち着いて適切な対応を行えば、被害は最小限に食い止めることができます。

市民のみなさんは、先ず、火の始末、消火器具の点検、水のくみおき、非常用品の準備、家具などの転倒防止をし、身軽な服装に着替えておきましょう。また、デマなどにまどわされないよう、テレビ・ラジオのニュースや市や関係機関からのお知らせなど、正しい情報に耳を傾け落ち着いて行動して下さい。

また、各事業所におかれましては、消防計画などにに基づき利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを事前に準備をしておいて下さい。

以上、尼崎市災害対策本部からお知らせしました。

7 応急対策を行う

(1) 本市における応急対策

ア 共通事項

警戒宣言の発令時の本市の応急対策を次のとおりとする。

A 一般事項

a 職員への情報伝達

各部においては、職員に対して災害対策本部からの情報内容を的確、迅速に周知させる。

b 応急対策事項の確認及び資機材の点検等

各部においては、あらかじめ自部の応急対策の内容を確認の上、必要な資機材を点検し、必要な箇所へ配置するなど直ちに対策の実施に移る。

c 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外は、勤務時間中は通常業務態勢をとり、市民サービスの低下を極力防止する。

d 職員等に対する安全措置

各部は、所管施設の点検を行い、地震発生時に書棚等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他の職員等の安全確保のための措置を講じる。

e 管理委託施設に関する措置

各部は、関係施設に警戒宣言発令及び施設の安全確保に必要な事項を伝達する。

f その他の措置

自家発電設備、消防用設備、無線設備の非常電源を点検し、作動できる状態にしておく。

B 市民利用施設の管理

a 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者へ警戒宣言が発令されたことを的確、簡潔に伝達し、警戒宣言の意味を充分認識させ、利用者が混乱に陥らないように配慮する。

b 所管施設の安全点検

発震に備えて、所管施設の安全点検を実施するとともに非常口、非常階段等の避難施設等を点検し、来場者の避難態勢に万全を期す。

c 火気使用上の注意

火気を使用する場合は、近くに消火器を配置するなど、発震時の出火防止に万全を期す。

d 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物等その他工作物または施設については、工事担当者は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

I 建設機械類の危険防止措置

II 工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

III 工事現場内におけるガス管、上下水道管または電線等の安全措置

IV 工事監督者、作業員による現場巡視と安全確保

イ 各部所管施設の応急対策

災害警戒／対策本部態勢へ移行した際に実施する応急対策の準備等を行

- うほか、所管施設については次のとおり措置を行う。
- A 秘書班、広報班、総括部、財産管理班
市民利用施設の管理に準じた措置
 - B 避難部
 - a 学校園
 - I 原則として平常通り教育活動を行うが、学校の実情に応じ適切な処置を講じる
 - II 警戒宣言の意義や発震時の対応について指導する
 - III 校外活動は原則として中止し、校内のみで授業を行う
 - IV 薬品を使用する実験や実習は原則として中止し、危険な薬品は薬品庫等に保管する等安全措置を講じる
 - b 市民利用施設
市民利用施設の管理に準じた措置
 - C 地域支援部
 - a 各地域振興センター
警戒宣言の発令と同時に非常用放送設備等により施設利用者及び地区住民にその内容を広報し安全確保に努める
 - b 貸館機能のある施設
 - I 主催者と協議のうえ、利用を速やかに中止し、発令中は休館とする
 - II 市民利用施設の管理に準じた措置
 - c その他の施設
市民利用施設の管理に準じた措置
 - D 保健援護部
 - a 社会福祉施設（通所施設）
 - I 原則として平常通り業務を行う
 - II 利用者に警戒宣言の発令されている旨を伝達し安全確保対策を行うとともに混乱防止措置を講じる
 - III 障害児（者）、老人等が安全に帰宅することが困難な場合は、保護者へ直接引き渡す
 - b 社会福祉施設（入所施設）
 - I 安全確保の措置を講じて、平常通り業務を行う
 - II 入所者の保護者への引渡は、保護者から申し出があった場合のみとする
 - c 社会福祉施設（その他の施設）
原則として平常通り業務を行う
 - d 衛生研究所
業務は直ちに中止し、薬品等の保全措置をとる
 - e 保健所
 - I 集団を対象とした事業は、原則として中止する
 - II 薬品等の保管は地震発生時の安全を考慮し万全を期す
 - III 医療対策班及び地域救護班を速やかに編成しいつでも出動できるよう資機材等を準備する
 - f 食品検査所、動物愛護センター
 - I 平常通り業務を行う

- II 薬品等の保管は万全を期す
- g 斎場管理事務所
 - I 平常通り業務を行う
 - II 情報の程度に応じ、火葬業務の一時中止等対策を実施する
- h 看護専門学校、歯科専門学校)
 - 通常業務を打ち切り、発令中は休校とする
- i 医療センター、口腔衛生センター)
 - I 診療所は原則として平常通り業務を行う
 - II 緊急を要する業務については、地震発生時の対応策を十分考慮したうえで行う
 - III 非常電源、医薬品等の確保の措置を講じる
 - IV 薬品等の保管に万全を期す
- E 都市整備部
 - a 魚つり公園
 - 利用者については、速やかに中止する旨を伝え発令中は休園とする
 - b 市営住宅
 - 住宅設備及びその共同施設を点検させ、報告させるとともに必要に応じ補強させる。
 - c その他の施設
 - 市民利用施設の管理に準じた措置をとる
- F 消防部
 - a 防災センター、北部防災センター
 - 利用を中止し、発令中は休館とする。
- G 公営企業部
 - a 水道関係施設
 - I 塩素注入設備等の施設点検を実施する
 - II 市民に開放している施設を閉鎖する
 - b 工事中の施設
 - 施工中の工事を中止する
 - c 尼崎市モーターボート競走場
 - モーターボート競走の開催日においては、入場者に対して場内放送により警戒宣言が発令された旨を伝達する。
 - d 管路施設
 - 地震発生により被害を受けやすい箇所、重要箇所の点検を行う。
 - e ポンプ場、処理施設
 - I 平常どおり業務を行う
 - II 各施設の機能点検を行う
 - III 資機材（燃料油等）の確保を行う
 - IV 冷却水の確保を行う
- H 経済環境部
 - a 公設地方卸売市場
 - I 平常どおり業務を行う
 - II 施設、設備の点検を行う場内業者や買出人に警戒宣言の発令を伝達し、注意を促す。

- b 環境監視センター
 - 平常通り業務を行いながら、常時監視に努める
 - c クリーンセンター
 - I 原則として平常どおり業務を行う
 - II 地震発生時の火災予防対策を行う
 - III 危険物の保管に万全を期す
 - d 工場
 - I 原則として平常どおり業務を行う
 - II 地震発生時の火災予防及び施設の倒壊防止対策を行う
 - III 危険物の保管に万全を期す
 - IV 発電及び蒸気供給設備の安全保持に関する対策を行う
 - e 市民利用施設
 - 市民利用施設の管理に準じた措置をとる
 - I 協力部
 - 市民利用施設の管理に準じた措置をとる
- (2) 警備対策（実施機関：兵庫県警察本部、西宮海上保安署）
- ア 県警察の措置
 - A 各種情報の収集（受理）及び伝達を行う。
 - B 居住者、運転者に対する広報を行う。
 - C 人の集まる場所における混乱を防止する。
 - D 重要施設、主要な駅、危険箇所等を警戒する。
 - E 各種犯罪の予防と検挙を行う。
 - F 危険物に対する保安措置を行う。
 - イ 西宮海上保安署の措置
 - A 危険物施設等周辺海域を警戒する。
 - B 在港船舶への警戒宣言、津波の恐れについて周知する。
 - C 海上における犯罪の予防と取締まりを行う。
- (3) 交通対策（実施機関：兵庫県警察本部、西宮海上保安署、鉄道機関、阪神バス株式会社）
- ア 県警察の措置
 - A 基本方針
 - a 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
 - b 広域交通規制対象道路のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路について、一般車両の強化地域への流入を制限して、緊急輸送路を確保する。
 - B 広域交通規制・管制
 - a 指定の広域交通規制対象道路等において、必要な交通規制または誘導、自動車の利用の抑制の要請を実施する。
 - b 広域交通規制対象道路における交通流等の道路交通情報に収集に努めるとともに、緊急輸送路の確保と一般交通の混乱防止を図るため、広域的な交通管制を実施する。
 - C 広報
 - 混乱の発生を防止するため、関係機関と連絡を密にし、あらゆる広報媒体を利用して迅速かつ的確な広報を実施する。なお、広報重点は、次のと

おりとする。

- a 地震予知情報の内容に関する正確な情報
- b 強化地域への車両運転の自粛と運転者の執るべき措置
- c 交通の状況と交通規制の実施状況
- d その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

イ 西宮海上保安署の措置

- A 船舶に対し警戒宣言及び大規模地震関連情報等を伝達する。
- B 危険物積載タンカー等の危険物積載船舶は、できる限り港外に避泊するよう指導する。
- C 津波による危険がある船舶等に対する緊急避難準備を指導する。
- D 航路の安全を確保するため、漂流物、沈没物等の除去、危険防止措置を指導する。
- E 強化地域への航行は取りやめるよう広報する。

ウ 公共輸送機関の措置

警戒宣言が発せられたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携の基に次の措置を講ずる。

A 鉄道（鉄道事業法に基づく鉄道事業者）

- a 乗客等に対する混乱防止措置
- b 施設の点検
- c 列車の運行規制等

- I 危険物積載列車は走行を停止する。
- II その他、地震の発生に備えて必要な措置をとる。

B 西日本旅客鉄道は長距離旅客の安全確保のため、次の措置をとる。

- a 強化地域への列車の入り込みは、原則として規制する。
- b 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車旅客は、原則として駅舎内または列車に残留させる。
- c 上記旅客の内、病人等の救護を要する旅客は、直営医療機関または駅周辺の医療機関へ収容する。

C 阪神バス尼崎市内線（阪神バス株式会社）

- a 安全走行の実施
- b 路線の一部変更
- c 停留所施設等の点検
- d バスターミナル等における利用者の混乱防止

(4) 電力施設対策（実施機関：関西電力送配電株式会社阪神配電営業所、尼崎電力所）

関西電力送配電は、変電設備、送電設備、配電設備等の電力設備について、地震に伴う一部の地域での液状化等による被害発生に備え、次の措置を講ずる。

ア 警戒体制の確立

応急復旧要員の確保に努め、警戒体制を確立する。

イ 施設の保全

電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

ウ 資機材等の点検整備

工具、車両、船艇、発電機車、変圧器車等の応急資機材の点検整備

エ 広報事項

- A 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること
- B 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと
- C 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること
- D 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること
- E 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- F 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- G その他事故防止のため留意すべき事項

(5) ガス施設対策（実施機関：大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部）

大阪ガスは、導管等の都市ガス供給設備について、万一の被害発生に備え、次の措置を講ずる。

ア 災害対策本部の設置

本社及び各地区事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 施設の保全

- A 主要なガス設備、工事中箇所等の巡視点検を行う。
- B 保安通信設備の通信状態を確認する。

ウ 資機材の点検整備

災害応急復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(6) 電気通信対策（実施機関：西日本電信電話株式会社兵庫支店）

警戒宣言が発令された場合、西日本電信電話等電気通信事業者は重要通話を優先的に確保するとともに、一般通話を可能な限り確保するため、次の措置を講ずる。

ア 通信の輻輳の防止を図るとともに、災害応急復旧が円滑に実施できるよう準備する。

イ 非常扱い通話、緊急扱い通話並びに非常扱い電報、緊急扱い電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。

ウ 災害対策用機器等の点検整備を行い準備する。

エ 利用者の利便性について、次の点を中心に広報する。

- A 通話の疎通上及び利用制限等の措置状況並びに代替えとなる通信手段
- B 電報の受付及び配達状況
- C お客様に対し協力を要請する事項
- D その他必要とする事項